平成２９年度　大阪府要約筆記者養成講座　受講者募集

大阪府では、聴覚障がい者等のために、特に専門性の高いコミュニケーション支援を行う

「要約筆記者」の養成講座の受講者を次のとおり募集します。

|  |
| --- |
| ○要約筆記とは・・・要約筆記とは、聴覚障がいのある方のために、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話の内容を要約しつつ、筆記することから「要約筆記」と呼びます。大阪府では、障害者総合支援法第７８条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成を行います。 |

**１　講座内容**

○要約筆記の技術を習得し、会議や講演等でコミュニケーション支援の活動をしていただ

ける方を対象に養成講座を開催します。手書きにより書いて伝える手書きコースと、パ

ソコンを使用してパソコンに入力して伝えるパソコンコースの２コースがあります。

○講座は共通科目と選択科目に分かれており、共通科目では要約技術などを習得し、選

択科目では手書きコースとパソコンコースに分かれて、それぞれの技術を習得してい

きます

○受講申込にあたっては、手書きコース、パソコンコースのどちらかを選択して受講して

いただきます。

**２　講座開催期間**

○開催期間：平成29年６月10日（土）～平成29年12月9日（土）

（毎週土曜日、全21回開催予定）

○時　　間：13時～17時

○場　　所：大阪府障がい者社会参加促進センター

（大阪府大阪市天王寺区生玉前町５−３３）

**３　受講判定試験について**

○講座を受講するには、受講判定試験の合格が必要です。

基本的な文章作成力やパソコンのタイピング技術などをはかる試験を実施します。

○日　　時：5月27日（土）10：00～12：00

○場　　所：大阪府社会参加促進センター（大阪府大阪市天王寺区生玉前町５−３３）

○持 ち 物：筆記用具、パソコン（パソコンコースのみ）

**４　受講判定試験受験対象者**

以下をすべて満たす方を受験対象とします。

○府内に居住、通学または勤務する方

○要約筆記者として活動する意思がある方

**５　受講費用等**

○講　　　座　　：無料

○テ キ ス ト　 ：受講生の実費負担です。

○登録試験（※）：受講生の実費負担です。

※講座修了者を対象に案内予定です。

**６　その他**

○受講申込者には、「受講判定試験のご案内」を送付します。受講判定試験の3日前にな

っても、お手元に届いていない場合は、下記までご連絡ください。

○「受講判定試験のご案内」に関する連絡先

所　　属：大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ　要約筆記担当

電話番号：０６－６９４４－９１７６（直通）（平日9時～18時）

　　 ○本講座を修了し、登録試験に合格された方は大阪府要約筆記者として登録されます。

また、本事業は豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市と共同で実施しています。

このため、当該市にお住いの方は、お住まいの市においても要約筆記者として登録され

ることとなります。予め、ご了承ください。

**７　申込方法・お問合せ先**

**○インターネット申込または受講申込書の郵送**により、必要事項をご記入のうえお申し込み

ください。

【インターネットによる申込】

大阪府ホームページから「要約筆記者養成講座」で検索してください。

URLはhttp://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/youyaku.htmlです。

【郵送送付先】

〒540-8570　府民お問合せセンター

「要約筆記者養成講座」係あて（住所の記載は不要です）

【お問い合わせ先】

　　　福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

電話番号：06-6944-9176（平日午前9時から午後6時まで）

**申込受付期間　平成２９年４月１０日（月）～５月１０日（水）　消印有効**